

第 3 卷

目 次

巻頭言

北朝鮮脱出者の悲鳴

朴淳鐵（パク スンチヨル）

フォーラム

在ロシア北朝鮮脱出者に対する強
制送還の違法性

金明基（キム ミヨンギ）

証言

個人崇拜の犠牲者たち

申相玉の証言

アレクサンドル・ソルジェニーツ

インの証言

資料

アムネスティ・インターナショナル
在ロシア北朝鮮難民報告(要旨)

中国、北朝鮮脱出者を強制送還
残酷な拷問の末銃殺になっても空腹をどうすることもできない

活動

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る
会の活動

北韓同胞の生命と人権を守る市民
連合の活動

巻頭言

北朝鮮脱出者の悲鳴

朴 淳鐵 ジャーナリスト

おそらく、偶然この文章が目にとまった人の心は穏やかでないだろう。「寒さに震え憔悴しきった人が、あなたの家の門をたたいている。涙を浮かべ哀願する人に、あなたは門をあけ、家の中に入れてあげたことがあるのか。人道主義や慈善などの言葉はさておき、同じ空気を吸っている人間として、快く椅子を勧めてあげたことがあるのか。」

これは、シベリアで脱出した北

朝鮮の材木伐採工、李東成氏のアピールの中に出てくる言葉だ（「北韓同胞の生命と人権を守る市民連合」発行「ニュースレター」96．12．）。もちろん、この質問は仮定の話ではなく、彼自身が命をかけた脱出過程で、ぶつかった数多くの体験に基づいている。しかも彼は、ロシアの地から遠く離れたソウルの温かい応接間で肥満を心配する多くの韓国人に、挑戦的な質問を投げかけている。

北朝鮮脱出者の困難な状況が世の中に知られたしたのは、昨日今

日のことではない。今ロシアと中国の東北地方をさまよう北朝鮮脱出者の数は2～3千人に達するというが、その正確な実態を誰も知ることはできない。しかしもちろん、数字が重要なのではない。何百人だろうが何千人だろうが、少なくない人が飢えと逮捕の危険の中に放置されたまま、救護の手を切実に待っているという事実が、重要なのだ。

一つはっきりしているのは、自分はもちろん愛する家族の生命を危険にさらしてまで脱出するのには、それだけの切迫した理由があ

るということである。

また、北朝鮮脱出者が逮捕された時待っている、残酷な運命である。アムネスティー・インターナショナルが昨年発表した報告書には、多くの北朝鮮脱出者が旧ソ連の牢獄に残れるようにわざと犯罪を犯し、刑期が終わる頃になるとまた犯罪を起こし、北朝鮮に送り返されるのを避ける、という噂を聞いたとある。ついには、殺人まで犯すケースすらあるというのだ。

北朝鮮に送り返されるより牢獄の中の安全を選ぶ、このような事

例からシベリアと中国東北地方の野原をさまよう逃亡者たちが抱いている、途方もない恐怖を押し量るしかない。

このような切迫した逃亡者たちを無視していいのだろうか。ある時事週刊誌は少し前に、「脱出者狩り猛威」というテーマで彼らの悲劇的な状況を報道したが、数多くの人たちが獣のように「狩り」の獲物になる非人間的なことが広範囲に行われていても、対岸の火事のように無関心に眺めていられるのか。

脱出者の生命と安全を守れるか

どうかは、第一に彼らが訪ねるロシアと中国東北地方の人たち、特に言葉の通じる朝鮮族がどのように助けるかにかかっている。暖かく助けてあげている人も少なくないようだ。昨年末『東亜日報』に載った記事に、こんな題名があった。国境地帯の琿春市キョンシンで逢ったある朝鮮族は、「豆満江が凍った後は、常に夜も飯を炊く準備をしておく」と言う。「何日か前にも北朝鮮を脱出してきた40代の男が夜中に扉を叩き、飯を一釜炊いて米を少し持たせてあげた」という話が出てくる。

しかしこのような暖かい心の持ち主がどれだけいるだろうか。

「涙を浮かべ哀願する人に、あなたは門を明け、家の中に入れてあげたことがあるか。」という李東成氏の叫びの中に、脱走者がぶつかる殺伐とした人々の心が読み取れるのである。しかし李氏の抗弁は、直接出会った人に向けられたものだけではないだろう。狩りの獲物のように追われる彼らの運命を無視する、世の中すべての人に対する憤りと哀愁がそこにはある。

世の中で非人間的なことが広範

困に、そして持続的に行われる時、それに対する道徳的責任は結局、傍観者全員に回って行く。それで人類は、ナチドイツのユダヤ人虐殺に対し、今も苦痛を感じているのではないか。

しかし現実的に見た時何より重要なのは、北朝鮮脱出者の運命を直接的に左右できる、ロシアと中国政府の態度であることは言うまでもない。ロシアの場合、そこにいる北朝鮮公安要員が事実上、北朝鮮脱出者の逮捕権限を持っていることが、問題視されている。また「中国」の場合、『東亞日報』

が中国政府の公式文書を引用報道したものによると、去る94年と95年の二年間に北朝鮮に強制送還された脱出者だけでも140人に達するという。命をかけて豆満江を渡ったって、また新たな危険が待っているのだ。

北朝鮮脱出者に対する国際的な関心も、まだ不十分な状態だ。昨年アムネスティ・インターナショナルがシベリアの材木伐採工と北朝鮮脱出者の人権状況に関する報告書を出したのは、この問題に対する国際的関心が大きくなっている喜ばしい証拠だが、まだまだ

各国政府や国時機構の関心は大きくないのである。

例えば国連難民高等弁務官（UNHCR）のケースだけでもそうだ。世界的に2千万人を越す難民が存在し、最近数年間だけでもルワンダ、ボスニアのように、至る所で大規模の殺傷行為と新しい難民が発生している状況で、国連難民高等弁務官がまだ北朝鮮脱出者問題に本格的な関心を払っていないことも理解はできる。

最も大きな問題は、同じ民族である韓国人と韓国政府が北朝鮮脱出者に対し、ただ対岸の火事を見

るように、切実な関心を持ってないという事実である。例えば前で引用した『ニュースレター』には、こんな内容が載っている。

「市民連合」は、北朝鮮脱出者のほとんどが集まっている、北朝鮮とロシアの国境地帯に国連難民高等弁務官事務所の設置を推進している。「韓国で費用のすべて又は最小限50%を出せば、国境地帯に事務所職員を置ける」という言質を取り、韓国外務省にこの問題を提起したが、まだ確答を得られないでいる。

「年間数十万ドルあれば、今も

寒さと飢え、そして逮捕される脅えに苦しむ北朝鮮脱出者を保護する事務所が設置できます。韓国政府がより積極的な関心を注いでくれたらという願いです。」一年に化粧品輸入だけに三億ドル使う国が、人の命のかかった問題に数十万ドル出せないでいるのだ。

しかし韓国政府だけを非難するわけには行かない。より重要なのは、一般国民の関心だと言える。市民連合によると、一カ月に百ドルさえあれば、北朝鮮脱出者一人が飢えないで暮らせるという。しかし一人当たり国民所得が一万ド

ルにもなり、ダイエットが国民的
関心事になった飽食の社会で、市
民連合が進める「在外北朝鮮脱出
者生活保護基金」助成キャンペー
ンに、どの程度の手応えがあるか
気がかりだ。

同じ同胞である韓国人の無関心
こそ、北朝鮮脱出者問題で最も胸
の痛む側面だといえる。

韓国は現在、経済危機を重ねて
政治危機を迎えているが、なぜか
すぐ近くに道德的危機が存在して
いることすら知らない。しかし、
去る三十余年間のいわゆる「圧縮
成長」から生まれた「成金」の姿

は、韓国人の伝統的な姿ではない。

朝鮮戦争の前まででも、旅人に一晩の寝床と食べ物を提供するの
は、誰にでも当然なことだった。
物質的な豊かさの代価に支払った
暖かい人情を取り戻すことは、韓
国社会の健康さを回復させるため
にも絶対必要だ。

苦しい人を助けることは、助け
る人自身を助けることになる。慈
善を施すまでは、自らの貪欲の中
に閉じこもっているのであり、助
けるという行為を通じ、より高い
存在との結合も可能になるのだ。

見方によれば北朝鮮脱出者は、腐敗した韓国社会を悔い改める、精神的挑戦として現れたのだ。

何よりも重要なのは、関心である。人々が関心を持って見守る時、犯罪を決行するのは難しい。関心こそ、暗い夜を照らすヘッドライトのように、暗黒の勢力に追われる人たちを助け出す、最も強力な手段である。李東成氏のアピール文からまた一つ、一部引用しよう。「少し、助けてくれ。パン一切れ、温かいお茶コップ一杯だけ、貰えないか。体だけでも少し休ませてくれ。」こんな悲鳴が聞

こえても、耳を塞さぐのか。門を閉じるのか。

フォーラム

在ロシア北朝鮮脱出者に対する強制送還の違法性

金 明 基（韓国明知大学教授）

目 次

1 . 序 論 11 . 難 民 に 対 す る 一 般 的
考 察 1 . 難 民 の 国 際 的 保 護 2 . 難 民
の 定 義 3 . 難 民 の 資 格 要 件 4 .
難 民 の 資 格 決 定 5 . 難 民 の 強 制
送 還 禁 止 . 在 俄 西 亞 北 朝 鮮 脱

出者の法的地位 1. 法的地位に
関する法の源 2 難民の資格要
件と資格決定 IV. 在ロシア北朝鮮
脱出者の強制送還禁止 1 難民
の地位に関する議定書上の強制送
還禁止 2 民事・刑事問題にお
いての相互法的助力に関する条約
上の強制送還 3 難民の地位に
関する議定書と民事・刑事問題に
おいての相互法的助力に関する条
約の抵触 V、結論 * 日刊『北
韓』1997年2月号

. 序論

アムネスティー・インターナシ

ヨナルの1996年9月9日付在ロシア
北朝鮮脱出者に関する報告書に
は、在ロシア北朝鮮脱出者に対す
る人権侵害の事実が記述されてい
る。この中には、民族的な動機に
よる人権侵害、難民地位の付与拒
否、強制送還などの事実が含まれ
ている。また同報告書には、ロシ
ア当局に対する勧告と、北朝鮮当
局に対する勧告が記述されてい
る。ロシア当局に対する勧告は、
在ロシア北朝鮮脱出者に対する難
民地位の付与を公正に決定するこ
とと、庇護を要求する者を北朝鮮
に強制送還しないことを、確約し

なければならぬという内容が含まれている。

本研究は在ロシア北朝鮮脱出者は国際法上難民であり、ロシアはこれら脱出者に難民の地位を付与しなければならぬし、脱出者を強制送還する事は国際法違反行為を構成するという法論理を、難民の地位に関する実情国際法を中心に整理してみようというものである。そして本研究は韓国政府の対ロシア外交政策の立案・決定者に理論的指針を提示し、同時に人権保護団体の基本的人権尊重運動の企画・実践者に論理的基礎を提供

することを現実的・実践的目的とし、世界平和と人類共栄に寄与することを理念的・究極的目的に企図されたものである。

以下、国際法上難民に関する一般的考察をして、これを土台に在ロシア北朝鮮脱出者に対する難民地位の付与と強制送還禁止に関して論及した結果、ロシアが脱出者を北朝鮮に強制送還することは国際法違反、という結論に至ることになる。

．難民に対する一般的考察1．

難民の国際的保護

難民を人道的立場から国際的に

保護しようという、国際人道法の理想が第一次大戦以後実現し始めた。1921年国際連盟により『高等難民弁務官事務所』が設置され、『高等弁務官』に任命されたノルウェイのフリドフ・ナンセン (Fridtj of Nansen) は、難民に旅行証明書 (ナンセンのパスポート) を発行した。1 この『高等難民弁務官事務所』は、1928年に中東難民を、1933年以後はドイツ難民を保護した。2

第二次大戦中の1943年、『国際連合国際復興機構』 (UNRRA) が設置され、欧州および極東の難民を

救助した。3 しかしこの機関は1947年解体され、その後1948年に国際連合総会の決議により『国際難民機構』が創設され、難民の国際的保護の義務を果たした。4

『国際難民機構』は1951年6月にその任務を終了した。1950年に『国際連合難民高等弁務官事務所規定』が国際連合総会の決議により採択され、5 『国際連合高等難民弁務官』（UNHCR）が1951年の

『難民の地位に関する協約』の締結当事国、および1967年の『難民の地位に関する議定書』の締結当事国との協調の下に、難民を国際

的に保護している。6)

2. 難民の定義

『難民』、『政治的難民』、『政治犯』という用語は、慣行としてよく混用されてきた。7 しかしどのような人が国際的協定と国内的立法上、難民の地位を持つかを決定するには、まずそれらの協定と立法で、誰が難民かを定義することが必要である。8 1951年の『難民の地位に関する協約』第1条第1項は、次のように難民を定義している。

1951年1月1日以前に発生した事件の結果として、または人種、宗

教、国籍、特定社会集団の構成身分、もしくは政治的意見を理由に、迫害を受ける憂慮があるという十分な理由がある恐怖により、国籍国の外にいる者で、その国籍国の保護を受けられなかったり、またはそのような恐怖により、その国籍国の保護を受けることを望まない者、および常住国の外にいる無国籍者で、従前の常住国に帰れない、若しくはそのような恐怖により、従前の常住国に帰ることを望まない者

1967年の『難民の地位に関する議定書』は、1951年の『難民の地

位に関する協約』の定義から、時間的適用制限の規定を削除したのみである。即ち「1951年1月1日以前に発生した事件の結果として」という、制限規定を削除しただけである。同議定書第1条第2項は、次のように難民を定義している。

この議定書上難民という用語は、同条第3項の適用に関するものを除き、第1条A から「1951年1月1日以前に発生した事件の結果として、または」という表現と、「...そのような事件の結果として」という表現が省略されているのを見ると、協約第1条の定義に

該当する全ての者を意味する。

3. 難民の資格要件

難民の資格要件、特に1951年の『難民の地位に関する協約』、および1967年の『難民の地位に関する議定書』上の資格要件は、難民の概念要素から推察できる。それは一に「迫害による恐怖」、二に「国籍国または常住国の外にいる者」である。

ア、迫害による恐怖を持つ者

迫害

難民の一番目の資格要件は、

「迫害による恐怖」を持つ者であ

る。1951年の『難民の地位に関する協約』と、1967年の『社会集団の構成員身分と政治的意見』では、このような迫害の事由として、政治的意見以外に人種・宗教・国籍・特定集団の構成員身分が列挙されている。その中でもっとも一般的で重要なのは、政治的意見である。そして経済的事由は、迫害の事由とは見なされない。9) 『難民高等弁務官事務所規定』は、「純粹な経済的理由は、難民の資格要件から除外される」と、10 明示的規定を置いている。しかし「経済的難民も、難

民として認めよう」という見解

11 も、なくはない。天変地異による難民も、以上の諸規定上からは難民とされないというのが、一般的な見解である。12)

迫害の内容がどういうものか、一般的・列挙的規定はないが、迫害の内容は人間の尊厳性を無視し、生命と身体を自由を浸害する行為といえる。13 これに訴追と重罰が含まれるのは言うまでもない。14) 1951年の『難民の地位に関する協約』第33条は、難民の追放および送還禁止事由として、
「その人の生命や自由が危険な目

に会う」と表示してある。これを、迫害の内容を定める基準、と見ることができる。特定の事件で迫害があったか決定するのは、事実の問題である。

恐怖

1951年の『難民の地位に関する協約』、1967年の『難民の地位に関する議定書』と1950年の『国際連合高等難民弁務官事務所規定』は、「... 迫害を受ける憂慮がある十分な理由の恐怖により...」と規定し、難民は迫害を受ける恐怖があることを要する、明示的規

定を挙げている。

恐怖の事由は「迫害を受ける憂慮がある十分な理由」、即ち「迫害」である。つまり恐怖の事由は、上述した恐怖によるものでなければならない。

恐怖は、主観的要素として「主観的に感じること」と、客観的要素として「合理的理由」が備わなければならない。15 客観的要素を協約と議定書は、「十分な理由がある」と表示している。人の事情と背景、彼の心理的態度と環境に対する感受性などは、主観的要素を決定する重要な役割になる

し、ある事件で客観的要素である合理的理由が、必ずしも他の事件で合理的理由になる訳ではない。

16 「十分な理由がある」という規定は特別委員会により、「ある人が実際に迫害の犠牲者になったり、若しくはなぜ彼が迫害の恐怖を感じているか、合理的な理由を見せられること」を意味すると解釈される。 17

イ、国籍国または常住国の外にいる者

難民の二番目の資格要件は、

「国籍国の外にいる者」、または

「常住国の外にいる者」である。

国籍国の外にいる者

難民の最初の部類は、国籍を持っていながら、その常住国の外にいる者である。

彼らは、彼らの国籍国の外交的保護を受けられないか、受けることを望まない者で、彼らは国籍は持っていて事実上無国籍者と同じなので、彼らを「事実上無国籍者」と呼び、法律上国籍のない無国籍者である「法律上無国籍者」と区別している。彼らは「事実上非被保護者」と言える。 18

常住国の外にいる者

難民の二番目の部類は、どの国家の国籍も持たない無国籍者で、彼らの常住国の外にいる者である。19) 彼らには国籍がないので、本来どの国家の外交的保護も受けられない者である。彼らは法的に国籍がないので、彼らを「事実上無国籍者」と区別して、「法律上無国籍者」と呼ぶ。これを事実上非被保護者」と区別して「法律上非被保護者」と言う。

4. 難民の資格決定

ア、資格決定の主体

難民の資格決定の主体は、難民

高等弁務官と『難民の地位に関する協約』の締約当事者である。

『国際連合難民高等弁務官事務所規定』が目的とする難民の資格決定は、国際連合総会と経済社会理事会の指針に沿う、難民高等弁務官の特権である。20)そして1951年の『難民の地位に関する協約』が目的とする特定集団と人員の難民資格の決定は、締約当事国の特権に属する。21)

イ、資格決定の協約

このように難民の資格決定は、締約当事国の機能に属し、また難

民高等弁務官の機能に属す。締約当事国の難民資格の決定と、難民高等弁務官の難民資格の決定は、統一的なものであることは、明らかに望ましいことである。22

1951年の『難民の地位に関する議定書』第2条は、締約当事国が難民高等弁務官と協調するよう規定している。このような規定に従い、締約国は国際連合難民高等弁務官事務所と特別協定を締結し、難民の資格決定に関し協調している。

5 . 難民の強制送還禁止

一般国際法上、外国人に対する追放は、適当な事由がある場合許容される。23 難民も適当な事由がある場合、当局は彼らを追放できる。24 しかし1951年の『難民の地位に関する協約』第33条第1項は、難民が生命や自由が脅かされる領域に、彼らを追放したり送還しないよう、次のように規定している。

締約国は難民をどのような方法でも、人種、宗教、国籍、特定社会集団の構成員身分、もしくは政治的意見を理由に、彼らの生命と自由が脅かされる領域の国境に、

追放したり送還してはならない。

このように難民を強制送還できない原則を、『強制送還禁止の原則』という。25 同協約第33条の規定は『難民の地位に関する議定書』第1条第1項の規定により、同議定書に収録されている。

．在ロシア北朝鮮脱出者の法的地位

1．法的地位に関する法の源

ア．法の源の存在形式

ロシアにいる北朝鮮脱出者の法的地位を論じるにあたりまず検討を要するのは、韓国、ロシア、北

朝鮮の三つの主体で適用される法の源の存在形式を確認することである。

第一に、在ロシア北朝鮮脱出者を『難民』として見る場合を考察すれば、韓国は1992年12月3日に

『難民の地位に関する議定書』に加入していて、ロシアは1993年2月に同議定書に加入したのに続き、1993年3月国際連合難民高等弁務官にモスクワ高等弁務官事務所の設定を許容した。しかし北朝鮮は同議定書に加入したことはない。

要するに、韓国とロシアは同議定書の当事者だが、北朝鮮は同議

定書の当事者ではない。

第二に、在ロシア北朝鮮脱出者を『犯人』として見る場合を考察すれば、ロシアによって継承された旧ソ連と北朝鮮は、1957年12月16日に『ソ連と北朝鮮間の民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』を締結していて、韓国は同条約の当事者ではない。

要するに、ロシアと北朝鮮は同条約の当事者だが、韓国は同条約の当事者ではない。

イ．法の源の適用当事者

以上の『難民の地位に関する議

定書』と『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』の適用において、次の二つの問題点を明白にすることを要する。

第一に、『難民の地位に関する議定書』の締約当事者は韓国とロシアであり北朝鮮は締結当事者ではないが、在ロシア北朝鮮脱出者に関して同議定書が適用されるかという問題点と、『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』の締約当事者は締約当事者はロシアと北朝鮮で韓国は締約当事者ではないが、在ロシア北朝鮮脱出者に関して同条約が適用され

るかという問題点を、明白にしなければならぬ。国際法上ある条約の適用に関して、その条約自体の中にいわゆる『総加入条項』がある場合には、一定の法的関係の当事者が皆その条約の締約当事者である場合にのみその条約は適用され、一定の法的関係の当事者の内どちらか一方がその条約の締約当事者でない場合には、その条約はすべての法的関係者に適用されなくなる。26]

例えば、A国とB国が『総加入条項』があるX条約の当事者でC国はX条約の当事者ではない場合、A国

とB国の間にはX条約がA国にもB国にも適用されるが、A国とC国の間ではX条約がA国にもC国には適用されなくなる。

しかし『総加入条項』のない場合は、一定の法的関係の当事者の内どちらか一方がその条約の締約当事者でない場合にも、その条約はその条約の締結当事者には適用されることになる。

上記『難民の地位に関する議定書』と『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』には『総加入条項』がないので、同議定書は北朝鮮が同議定書の締結当

事者でなくても、ロシアと韓国に適用されることになり、同条約は韓国が同条約の締結当事者でなくてもロシアと北朝鮮には適用されることになる。

第二に、『難民の地位に関する議定書』の締結当事者であるロシアと韓国が同議定書に違反すれば、誰に対する違反なのか特に北朝鮮に対する違反になるかという問題点と、『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』の締結当事者であるロシアと北朝鮮が同条約を違反すれば、誰に対する違反なのか特に韓国に対する

違反になるかという問題点を明らかにしなければならない。

一般国際法上、条約はその条約の締結当事者のみを拘束し、第三者には影響を与えない。『条約は第三者には、いかなる義務も賦課しないし、いかなる利益も付与しない』というのは、国際法上確立された原則である。27)したがって『難民の地位に関する議定書』をロシアが違反することは、韓国を含む同議定書の締結当事者でない北朝鮮に対しては違反とはならない。そして『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条

約』をロシアが違反することは、北朝鮮に対する違反になるが、韓国に対する違反とはならない。

2. 難民の資格要件と資格決定

ア. 難民の資格要件

前述したように『難民の地位に関する議定書』上、難民という

(i) 『人種、宗教、国籍、特定社会集団の構成員身分、もしくは政治的意見』を理由に『迫害を受ける恐れがある』十分な理由のある恐怖を持つ者で、 ii 『国籍困の保護を受けられなかったり、または保護を受けることを望まな

い者』や、『常住国の外にいる無国籍者で、従前の常住国に帰れない、若しくは帰ることを望まない者』である。

第一に、在ロシア北朝鮮脱出者は北朝鮮式社会主義体制に同調しない政治的意見、即ち反動として『政治的意見』を理由に、迫害を受ける恐れがある者に該当し、『難民の地位に関する協約』上『難民』の第一の資格要件を備えていると見るのが妥当である。ただ在ロシア北朝鮮脱出者が、もっぱら食料難、経済難を理由としたいわゆる経済的難民とすれば、多

数説 28 によると彼らを同議定書上『難民』と見るのは難しい。第二に、在ロシア北朝鮮脱出者は自ら北朝鮮を脱出し、北朝鮮の保護を受けることを望まない者なので、彼らは『国籍国の保護を受けることを望まない者』に該当し、『難民の地位に関する議定書』上『難民』の第二の資格要件を備えているのは明白である。

イ．難民の資格決定

前述したように難民の資格を決定するのは『難民の地位に関する議定書』の締結当事者の特権に属

し、同時に国際連合難民高等弁務官の特権に属す。29) 『難民の地位に関する議定書』第二条は、同議定書の当事国は難民高等弁務官と協調する義務があることを規定しているので、同議定書の多くの締結当事者が難民高等弁務官と特別協定を締結して、この特別協定の規定に沿って難民の資格を決定している。しかしロシアはまだ難民高等弁務官とこのような特別協定を締結したことはない。したがってロシアは在ロシア北朝鮮脱出者の資格を決定することにおいて、『難民の地位に関する議定

書』第二条の規定に沿って難民高等弁務官と協調しなければならない。

したがってロシアが在ロシア北朝鮮脱出者に対して難民高等弁務官と協調しないで、彼らが『難民の地位に関する議定書』上難民でないと決定すれば、これは同議定書第二条に違反することになる。

．在ロシア北朝鮮脱出者の強制送還禁止

1．難民の地位に関する議定書上の強制送還禁止

前述したように『難民の地位に

関する協約』第33条の規定（『難民の地位に関する議定書』第1条第1項の規定）により締結当事者は難民を、彼らの生命と自由が脅かされる恐れがある領域の国境に追放したり送還してはならない。

30 　ただ難民がその国家の安保に危険だと認定するのに充分で相当な理由のある者、または特に重大な犯罪に関して有罪判決が確定した場合は例外が認定される。それゆえロシアが在ロシア北朝鮮脱出者を北朝鮮に強制送還することは、彼らがロシアの国家安保に危険だと認定するのに充分で相当な

理由がなく、またロシアで重大な犯罪を犯し有罪判決が確定した者ではないので、同協約第33条の規定（『議定書』第1条第1項の規定）に違反することになる。そしてロシアの違反行為は同議定書の締結当事者すべてに対する違反になるもので、韓国に対してのみ違反になるのではない。万一難民に対する強制送還禁止の原則を国際慣習法と見るならば、ロシアが在ロシア北朝鮮脱出者を北朝鮮に強制送還することは、すべての国家に対する国際法違反と認定される。

2. 民事・刑事問題において相互 法的助力に関する条約上の強制送 還

前述したように、ロシアによつて継承された旧ソ連は、北朝鮮と『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』を締結し、同条約第53条は犯罪人の引き渡し義務を次のよう規定している。

両締約当事国は要請により相互刑事的責任のため、若しくは服役のために自国領土内に抑留している者を引き渡す義務を持つ。

犯人の引き渡しは条約締結双方の法律により、1年以上の懲役に

該当する犯罪に限って許容される。

上の条約の規定によりロシアは、在ロシア北朝鮮脱出者が北朝鮮の法によっても1年以上の懲役に該当する犯罪を犯し、ロシアの法によっても1年以上の懲役に該当する犯罪を犯した者の場合、彼らを北朝鮮に引き渡さなくてはならない義務を持っている。31 同条約は第54条第2号で、『犯罪が、要求を受けた国家の領土で起きた場合』は引き渡し拒否される。

したがってロシアは、在ロシア

北朝鮮脱出者が（i）ロシア領土以外で犯罪を犯した者で、同時に（ii）北朝鮮の法とロシアの法の上で1年以上の懲役に該当する犯罪を犯した者を、北朝鮮に引き渡さなくてはならない同条約上の義務を負っている。

『北朝鮮刑法』上、北朝鮮脱出者を処罰できる規定のある条項は第47条で、同条は次のように規定している。

共和国公民が祖国と人民を裏切り、他の国または敵側に逃亡したり、スパイ行為をしたり、敵を手伝うような祖国反逆行為をした場

合には、7年以上の労働教化刑に処する。情状が特に重い場合には、死刑および全財産没収刑に処する。

在ロシア北朝鮮脱出者はロシアの材木伐採場から脱出した者であれ、北朝鮮の国境を越え脱出した者であれ、皆『北朝鮮刑法』第47条の規定により7年以上の懲役若しくは死刑に処される犯罪を犯した者として、彼らは『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』第53条第2項に規定された、『1年以上の懲役に該当する犯罪』を犯した者として、彼らは

皆ロシアが北朝鮮に引き渡さなくてはならない犯罪人の範囲に属するように見える。しかし『北朝鮮刑法』により処罰される『共和国公民で他の国または敵側に逃亡する行為』は、ロシアの刑法では処罰されない行為なので32)、彼らは同条約の規定によりロシアが北朝鮮に引き渡す犯罪人の範囲に属さない。したがってロシアが、在ロシア北朝鮮脱出者を『北朝鮮刑法』第47条違反を理由に北朝鮮に引き渡すのは、同条約第53条の規定による国際法上の義務ではなく、国際礼讓で引き渡せるだけで

ある。

『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』第53条第2項は、『犯罪が、引渡の要請を受けた国家の領土で起きた場合』は、その犯人の引き渡しは拒否されると規定しているので、在ロシア北朝鮮脱出者の内ロシアの領土で犯罪を犯した者は、その犯罪が北朝鮮脱出前に行われたか、脱出後に行われたかを問わず、ロシアは彼らを北朝鮮に引き渡す同条約上の義務を負わない。ロシアが彼らを北朝鮮に引き渡すのは、国際法上の義務ではなく国際礼議で引

き渡すのに過ぎない。

要するに、ロシアは北朝鮮に対して同条約上の規定により、北朝鮮脱出者がロシアに入ってくる以前の『北朝鮮刑法』によってももちろん、『ロシア刑法』によっても1年以上の懲役に該当する犯罪を犯した場合に、彼らを引き渡す条約上の義務があるが、『北朝鮮刑法』によつてのみ1年以上の懲役に該当する犯罪を犯した場合には、彼らを引き渡さなければならない条約上の義務はないのである。

そしてロシアが、同条約上の規

定により北朝鮮脱出者を引き渡す義務を負う場合、その義務は『北朝鮮』に対する義務であって、『難民の地位に関する議定書』の当事国に対する義務でないのももちろんである。

3. 難民の地位に関する議定書

と、民事・刑事問題においての相互法的助力に関する条約の抵触

ロシアは一方で『難民の地位に関する議定書』上、在ロシア北朝鮮脱出者が難民としての資格要件を備えたとは決定された場合、彼らを北朝鮮に強制送還してはならな

い義務を負い、他の一方では『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』上、在ロシア北朝鮮脱出者が引渡の対象者である犯罪人の場合、彼らを北朝鮮に引き渡さねばならない義務を負っている。したがって同議定書の規定と同条約の規定は、相互抵触することになる。

次のような論拠で『難民の地位に関する協約』第33条（議定書第1条第1項）の強制送還禁止の規定に抵触する『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』第53条の犯人引き渡しの規定は、

国際法上効力がないものと見る。
第一に、『難民の地位に関する協約』第33条の強制送還禁止の規定は、いわゆる『強行規範』なので、33 これに抵触する『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』第53条の規定は効力がない。1969年の『条約法に関するウィーン協約』第53条と第64条は、強行規範に違背する条約は無効になると、次のように規定している。

条約は、締結時一般国際法の強行規範と抵触する場合には、無効である。（第53条）一般国際法の

新しい強行規範が出現した場合には、同規範に抵触する現行条約は無効になるか終了する。（第64条）

『難民の地位に関する確定書』は1967年に採択され、『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』はそれ以前の1957年に締結されたので、同条約は『条約法に関するウィーン協約』第64条に依り、無効であると見る。

したがってロシアは、在ロシア北朝鮮脱出者を北朝鮮に引き渡さねばならない、同条約上の義務はないのである。

第二に、『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』第53条の引き渡し義務は、『国際連合憲章』第103条の規定により、『国時運合意章』上の基本的人権保障義務の一つである強制送還禁止の義務に優先できない。

『国際連合憲章』第2条の第2項は『すべての加盟国は』『・・・の憲章により賦課される義務を誠実に履行する』と規定し、第56条には『すべての加盟国は第55条で規定した目的の達成のために、国際連合と協力して共同の措置を取ること約束する』とあり、第55

条多項には『・・・すべての人の人権、および基本的自由の普遍的尊重と遵守』が含まれている。

したがって国際連合のすべての加盟国は『国際連合憲章』上、すべての人の基本的人権を尊重する法的義務を負っている。34)

この憲章上の義務は、『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』上の犯人引き渡し義務に抵触する。

『国際連合憲章』第103条は、『国際連合憲章』上の義務が他の条約上の義務に優先すると、次のように規定している。

国際連合加盟国の、憲章上の義務と他の国際協約上の義務が相いれない場合には、この憲章上の義務が優先する。

前の規定に依り、難民の強制送還を禁止し、すべての人の基本的人権を尊重しなければならない

『国際連合憲章』上の義務が、犯人を引き渡さねばならない『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』上の義務に優先する。

したがってロシアは、在ロシア北朝鮮脱出者を北朝鮮に引き渡さねばならない、同条約上の義務は

ないのである。

第三に、政治犯を引き渡さない原則は国際法上確立された原則の一つで、35) 在ロシア北朝鮮脱出者は政治犯と見なさなければならぬので、彼らは引き渡しの対象にならない。

一般的に犯罪人引き渡し条約で、(i) 政治犯は引き渡さないという条項がある場合には、その条項の規定により政治犯は引き渡しの対象にならないし、(ii) 政治犯も引き渡すという条項がある場合には、その条項の規定により政治犯も引き渡しの対象になる。

(iii) 政治犯は、引き渡しの対象にならないという条項も、引き渡しの対象になるという条項もない場合には、政治犯引き渡さずの原則により、政治犯は引き渡しの対象にならない。36

『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』には、政治犯は引き渡しの対象にならないという条項も、引き渡しの対象になるという条項もない。したがって政治犯引き渡さずの原則により、政治犯は引き渡しの対象にならない。

在ロシア北朝鮮脱出者は政治犯

と見なさなければならぬので、
彼らは同条約上引き渡しの対象に
ならない。

V . 結 論

上で検討したことは、次のよう
に要約・整理することができる。
第一に、ロシア当局が難民高等弁
務官と協調しないで、在ロシア北
朝鮮脱出者に難民の資格を付与し
ない決定をするのは、『難民の地
位に関する議定書』第2条の規定
に違反するもので、同議定書のす
べての締約当事者に対する国際法
違反の責任を取らなければならぬ

い。

第二に、『民事・刑事問題において相互法的助力に関する条約』第53条の引き渡し義務の規定は、『難民の地位に関する協約』第33条の強制送還禁止の規定に抵触するので、(i)前者は強行規範である後者に抵触し無効であり(条約法に関するウィーン協約第64条)、ii 前者は国際連合加盟国の『国際連合憲章』上の義務である後者に反し効力がなく(国際連合憲章第103条)、iii 前者は政治犯に対しては適用されない(政治犯引き渡さずの原則)。し

たがってロシア当局は、在ロシア北朝鮮脱出者を北朝鮮に引き渡す法的義務がないのである。

仮に上記 i 、 ii 、
() の論拠が認定されず、ロシアが在ロシア北朝鮮脱出者を強制送還しなければならない条約上の義務があるとしても、ロシアが在ロシア北朝鮮脱出者を強制送還することは『難民の地位に関する協約』第33条（議定書第1条第1項）に明白に違反することであり、この違反行為に対してはロシアは韓国を含む同議定書のすべての締約当事者に国際法違反の責任を負わ

なければならぬ。ロシアによる上記国際法違反行為に対する救済手段と、責任の解除方法は別途の研究を要する。

証言

個人崇拜の犠牲者たち

1918年1月著名な革命的マルクス主義者ローザ・ルクセンブルクは獄中の手記を通じて、ロシア・ボルシェヴィキ革命の未来に対する憂慮を表明した。ボルシェヴィキたちが人民大衆の民主的自由を馬鹿にし制限し続けるならば、近い

内にロシアは官僚集団が支配する息の詰まる社会になってしまうだろうというのが、彼女の判断だった。

ルクセンブルクの判断は正しかった。ロシアは20余年にわたるスターリンのテロ統治下で、「赤い貴族」の支配する社会に転落した。1990年ボリス・エリチンはソ連共産党の内幕を暴露した彼の著書で、「政治局員たちはオリンパス山の神々のようにふるまっている」と論評した。

共産党政治局員が自分たちを神だと思っているなら、一般国民に

自分たちを批判できる自由を与えるはずがない。ノーベル文学賞受賞者ソルジェニーツインによれば、30年代のソ連強制収容所には指導者の権威を損傷させたという理由だけで、数多くの人々が投獄されたという。

50年にわたる北朝鮮の金日成統治下でもまったく同じことがくりひろげられ、今もくりひろげられている。北朝鮮の収容所生活を経験した映画監督申相玉氏は、「私は収容所の中で、金日成の行跡について知りすぎているという理由で、15年以上投獄されている歴史

学者に会った」と証言している。
旧ソ連でもそうだったように、北
朝鮮でも指導者は神聖不可侵な存
在なのである。

以下は二人の目撃者の証言であ
る。（編集者注）

申相玉の証言

1980年代の北朝鮮

略 歴

1926年 咸鏡北道清津で出生。

1944年 東京美術専門学校を卒業

し 映画美術監督として活動

1951年「悪夜」を監督してから

「申 フィルム」の代表になり 90

余篇の作品を監督したが、その
中の色々な作品が内外の映画賞
を受賞

1978年 北朝鮮に拉致され投獄さ
れたが、釈放後映画製作を指
導

1986年 オーストリアのウィーン
で 妻崔銀姫と共に劇的に脱出
に成功

罪のない罪人李羅英

私が北朝鮮に連れてこられてか
ら、もう4年の歳月が過ぎ、監獄
を転々としてからも3年が経っ
た。流れる時間は、本当に水と同

じだ。

囚人服を見た老人が安全員（看守）に連れられて、私の監房に入ってきた。看守は、この老人が私と同じ部屋で暮らすことになったと、一方的に通告をした。

「このおいぼれが今日からおまえと一緒にになったから、そう知っておけ」

「わかりました。先生様」

その老人は歳が60代半ばを越えた静かで温順な学者タイプだったが、一眼で監獄生活にくたびれた匂いがぶんと漂った。老人は入ってくるやすぐ、私に自己紹介をし

た。

「私は李羅英です。これから一緒によろしくお願いします。」

「ア、そうですか？私は申相玉という者です。」

李羅英爺さんは朝起きてから夜眠る時間まで、何か思い出すたびに机の前にしゃがみこみ書き物をしていた。しかしこの爺さんが来てから、看守たちは私たちの部屋に対して、少しおおらかに見てくれはじめ、目立って変わってきた。彼は北朝鮮の著名な歴史学者だった。平安北道安州出身の李羅英は貧農の出身で幼くして天道教

の召使をしていたが、安州農業学校を卒業した後、日本に渡った。彼は苦学で日大芸術学部を卒業し、すぐ満州に行き満州拓殖会社に就職した。

解放後彼は故郷に帰ってきて、共産党幹部養成所で働いていて、平讓学院（草創期の陸軍士官学校、校長金策）歴史教授に移った。

彼は歴史学教授として講義をする傍ら労働党幹部としてたいへんな活躍をした。

彼が1958年に著述した『朝鮮民族解放闘争史』は韓国でも知られ

た力作で、60年代初「屈辱的な韓日協定反対」闘争の先頭に立った韓国の大学生が精神武装するのに、この本が大きな役割を果たしたという。

しかし15年前の1967年春のある日、突然彼は歴史学教授の職と労働党幹部の職を剥奪され、平安南道新陽製紙工場に追放された。そこで3年間労働者として働くことになった。その間彼が著述した本と発表した論文は、みな集めて燃やされた。

3年間製紙工場で重労働をした李羅英は、70年政治保衛部第六所

一般棟に収監されてしまった。彼もまた何の裁判過程も経なかったし、いつまで何年間監獄生活をするのか判らなかった。

彼はまた、50歳をとっくに越した夫人との離婚状にハンコを押さなければならなかったが、彼の家族は幸いそのまま郷里で暮らしている。

彼の知るところの自分の罪科は、金日成の「抗日闘争妨害罪」だと言った。彼は民生団という親日団体に加担、金日成が解放前満州でした抗日武装闘争を妨害したという疑いで、解放され22年も経

ってから逮捕されたというのだ。
そして15年もの間ずっと監獄生活を続けた。

私から見れば李羅英は自分の罪名を知らない罪人だった。自分がなぜ監獄住まいをしているのか、その原因と理由をきちんと把握できない人だった。彼は決して金日成の抗日闘争に、計略を謀ったり、妨害したことはなかった。彼は勉強ばかりで世情に疎く、一つの理論しか知らず、世の中を巡る物情に対しては何も知らなかった。彼が哀れにみすばらしく、監房の机の前にしゃがみこみ、毎日

毎日書いているのは、自分なりの新しい歴史的観点から金日成を偶像化しようという作業だった。

彼は彼が思っているように、金日成の抗日武装闘争を妨害した罪で捕まってきたのではなかった。彼が金日成について、過去の家系図から始まって余りによく知っているのが罪になり、捕まってきたのに違いなかった。李羅英が歴史学者として知っている金日成の抗日闘争は、それほど大したものではなかった。

金日成が抗日武力闘争の隊列で活躍したのは事実だが、彼は中国

共産党指揮下で一介の遊撃部隊組長として局地的な活動をしたただけだった。

したがって李羅英が知っている程度の歴史的事実だけを持って、金日成とその一家を英雄化させるならば、その業績は余りにみすばらしいというしかない。だから、歴史の捏造が必要になったのだ。そのためには李羅英のような歴史学者は妨害物でしかなかった。

彼のような歴史学者が反動のレッテルを貼られ、強制労働の現場と監獄に連れていかれた後、新しく造られた金日成とその家系の歴

史は次のようにまとめられた。

金日成はわずか14歳の少年の時、『祖国の解放と独立をなしとげるまでは、死んでも祖国の土地を踏まない』と誓い、ある寒い冬の日、本の風呂敷を背に担ぎ、歩いて鴨緑江を渡り、満州の地に入った。少年金日成は、20歳になると、『朝鮮人民革命軍』という遊撃隊を組織し、百万の関東軍を相手に抗日武装闘争を総指揮した。彼の抗日闘争は完全に独自ので独立的なものだった。

日帝の降伏をおびき出し、祖国

を解放させたのは金日成である。
ソ連の参戦は副次的なものにすぎない。

朝鮮の独立と革命闘争は金日成の曾祖父金膺禹の時に始まり、その偉業が祖父と父に継承され、金日成に至り完成したのだ。

このような歴史の捏造は李羅英が工場監獄に追われた後、段階的に成し遂げられた。彼は金日成に対する個人崇拜と偶像化、そして既に捏造された金日成一家の英雄化を全く知らなかった。

だから李羅英は自分が歴史学者

として忠誠を捧げ、金日成一家を英雄化させることで、解放され監獄から出られると期待し、天真爛漫にまた一つの新しい歴史を創造していた。

「金日成犬畜生！」

私は李羅英から時々、北朝鮮の工業技術産業に関する話を聞き、彼の博学な知識に驚きを禁じえなかった。

「先生は歴史学者だとばかり思っていたのですが、かなりの科学者に劣らないくらい科学知識も深くていらっしゃるんですね」

「とんでもない...それはみな監獄生活のおかげで得た、耳学問ですよ。」「監獄の中でどのようにですか？」

「私と一緒に6所監房に数年間過ごし、去年釈放された朴元圭という微生物学者がいたんだ。本当に賢くて有能な人材なのに、たった一言言葉をしくじったせいで死にそうな思いをしたそうだ。君もいつか釈放されたら、必ずあの人に一度逢ってごらん。色々助けになるだろうから。私もあの人が多くのことを聞いて勉強したよ。」

朴元圭は釜山東案出身だ。彼は東萊中学を卒業して日本に留学したのだが、お金のせいで大学には入学できず、東京帝国大学微生物学実験室助手に入った。そして独学で実験権威者になった。

彼は解放後帰国して米軍政庁に勤務し、当時蔓延したコレラの防疫に大きな功績をあげた。彼が書いた結核の論文が米国人に認められ、アメリカに行くことになった頃6・25が勃発した。彼は共産党員だった兄の影響を受け北朝鮮に渡り、金日成大学微生物学教授をした。そこで後進の指導にあた

り、人造食料クロレラ開発に大きな研究業績を残した。

朴元圭はその後謀略にかかり、地方の研究室に追放された。ある日彼はリンゴを食べていて、中から虫が出てきたのを見て「金日成犬畜生、これは何だ！」と罵った。これを盗聴され第6所まで連れてこられてしまった。北朝鮮では思想的に不健全というレッテルを貼られれば、いくら有能は働き手であろうとも監獄行きなのだ。北朝鮮には果物だけを生産する「クワイル（果物）郡」があるくらい、リンゴなど果物が多く生産

される。しかし良い物はみなソ連に輸出し、国民には落果や腐った物が回される。それすらも幹部クラスが先に選んだ後に、下の者のわけ前分になるのである。

朴元圭は逮捕される前、一種の不老草である薬草の研究をしていたという。この薬草は元来日本で自生していることと知られていたが、彼が北朝鮮でこれを発見、除毒、服用方法に対する研究に没頭していたという。

アレクサンドル・ソルジェニーツ
インの証言

1930年代のソ連

略歴

1918年

カザフの知識人家庭で生まれ、ロストフ大学数学科を卒業した後、モスクウ大学文学部通信教育課程を履修。第2次世界大戦参戦中、スターリンを批判したという理由から逮捕され、強制収容所で8年間服役。

1956年 釈放されラーサンに定着、数学教師に勤務するかたわら創作活動を始める。

1970年 『イウアン・デニーリウイ ツチの一日』、『ガン病

棟』、『煉獄の中で』などで、
ノーベル文学賞受賞。

1973年 「収容所群島」第1巻発表

1974年 反ソ活動で逮捕されドイツ
に強制追放される。その後
米国で創作活動を続けたが1994
年20年ぶりに亡命生活を終え帰
国。

政治犯の代りに

ある裁縫師が仕事をやめて、な
くさないようにとその針を壁に貼
ってあった新聞にとめたところ、
カガノヴィッチの目に当たった。
それをお客が目撃した。これで第

58条、十年の刑である テロ 。

ある女店員が運送業者から入荷した商品を受け取りながら、手もとにほかの紙がなかったので、新聞紙に個数を書きとめた。石鹼の個数を書きこんだ数字がちょうど同志スターリンの額にあたった。これで第58条、十年の刑。

ズナーメンスカヤの機械トラクター・ステーションのトラクター連転手が、自分の穴だらけになった靴の中にソ連邦最高会議選挙候補者のピラを入れて足を温めていた。ところが、掃除婦がピラがなくなっただことに気づいて 彼女は

そのピラの責任者だった、彼の靴の中にそれを発見した。これでKRA、つまり、反革命的煽動、十年の刑。

村集会所の管理者がその守衛を連れて同志スターリンの胸像を買いに行き、首尾よく買った。その胸像は重くて、大きかった。二人して担架に立てて運ぶべきだったが、それはあまり体裁のいいものではない。彼は「まあ、なんとか一人でゆっくり運んでくれよ」と言い残して、先に帰ってしまった。守衛の老人は長いことうまく運べなかった。小脇にはさもうと

しても、はさみきれない。前から
かかえると、背中が痛み、後ろへ
引っ張られる。そこで、妙案を思
いついたのだ。一革帯をはずし
て、輪の形にしてスターリンの首
にかけ、それを肩越しに担いで、
村の通りを歩いた。これでは疑い
のない事実だから、誰一人その老
人をかばおうとした者はいなかつ
た。これで第58条8項、テロ、十
年の刑。

エルロチカ・スヴェーイルスカヤ
は素人演芸会で少しばかり辛辣な
風刺歌をうたった。 - これはもう
立派な謀反だ！第58条、十年の

刑。

聾啞の大工でさえも、反革命的煽動のかどで刑期をくらうのだ！
いったいどういうわけか？彼は集会所の床を敷く仕事をしていた。大広間からすべての物が運び出されて、どこにも釘とか鉤とかがなかった。仕事をしている間、彼は自分の上着と帽子をレーニンの胸像にかけていたのだ。誰かが入ってきて、それを見た。これで第58条、十年の刑。

国営農場の経理部の部屋にはスローガンがかかっていた。「生活はよくなり、生活は楽しくなった

スターリン」誰かがそのスロ
ーガンの中へ赤鉛筆で《の》の字
を書き入れた。そのために《スタ
ーリンの生活が楽しくなった》と
いう意味に変わってしまった。張
本人を捜すことなく、経理部全員
がぶちこまれた。

馬鹿々々しいだって？野蛮だっ
て？無意味だって？いや、ちっと
も無意味ではない。

これがほかならぬ《説得の手段
としてのテロ》なのである。こん
な諺があるではないか一下手な鉄
砲も数射ちゃ当る！とにかく、か
たつっぱしから射て、いつかは狙

っていたものを射ち落とせるのだ。大量テロの意味はまずそこにあるのだ――人びとりでは絶対に捕らえることのできない、隠れている大物がひっかかつて、死ぬことになるのである。

グリゴーレイ・エフイーモヴィチ・ゲネラーロフ（スモレンスク州出身）の罪状 - 《ソヴィエト政権を憎悪していたために酒を飲んでいて》 実際は、妻とうまくいかなかつたために酒を飲んでいたのであった 一八年の刑。

イリーナ・トウチンスカヤ（ソロフニツキーの息子の恋人）は、

教会から帰る途中に逮捕されたが
（その家族全員をぶちこむ計画だ
った）、その理由は教会で《スタ
ーリンが死ぬように祈っていた》
ということだった。その祈りを聞
いた者がいったいいいたのか？！

- これはテロだ！25年の刑。

もっとも、大部分の場合はそんなファンクスチックな罪科も必要ではなかった。罪科の簡単な標準的セットが用意されていて、その中から取調官は一つか二つを選び出して、まるで切手を封筒にはりつけるように、つけるだけで十分だったのだ - - 《指導者の名誉毀

損》 - コルホーズ建設に対する否定的な態度 - 国債に対する否定的な態度 (正常な人でそんなものに肯定的な態度を示す者があつたらうか - スターリン憲法に対する否定的な態度 - 党の (当面の) 政策に対する否定的な態度 - トロツキーへの共鳴 - アメリカ合衆国への好感 - その他いろいろ

資 料

アムネスティー・インターナショナル在ロシア北朝鮮難民報告書
(要旨)

ロシア連邦に滞在する北朝鮮難

民は、北朝鮮の安全機関（警察）により追跡されていて時には逮捕され北朝鮮に強制送還されるが、彼らが北朝鮮に連れて行かれると北朝鮮刑法により投獄されたり、ケースによっては処刑されることもある。ある北朝鮮人は、朝口国境で北朝鮮当局により、即決処分された。ロシア当局はこれら難民に適切な処置をとらないで、いくつかの事例の場合には難民を強制送還したこともある。

ロシア極東地方の北朝鮮材木伐採場で働く労働者は、規則を違反した事実が判明されれば投獄され

たり北朝鮮に追放される。本報告書は、ロシア連邦滞在中の北朝鮮労働者および難民の状況を明らかにしているが、前に指摘した色々な事実は本報告書の結論とということが出来る。

ソ連と北朝鮮との関係は1948年、北朝鮮の政権樹立当時にまでさかのぼる。1960年代に両国関係が緊張したことはあるが、ソ連（1991年の崩壊後はロシア）と北朝鮮の友好関係は今日まで維持されている。

ロシア極東地方の北朝鮮材木伐採場に関する協定は、ソ連から口

シア当局に絶承された。

伐採場の中でくりひろげられる深刻な人権蹂躪を理由に、「伐採場を閉鎖しろ」という声がロシアの内外で高まったが、同協定は1995年2月更新された。新しい協定によると、北朝鮮当局は労働者の処遇において、ロシアの法律を遵守しなければならない。伐採場の状況は改善されたように見える。従前は、規則を違反した北朝鮮労働者は伐採場の中に設置された監獄に入れられたが、今は処罰を受けるために北朝鮮へ追放される。アムネスティー・インターナシヨ

ナルはこの事実を憂慮する。

ロシア滞在中の北朝鮮難民の中には、ロシアにある北朝鮮伐採場やその他の事業場で働いていた労働者もいるし、不法入国した北朝鮮人もいる。これら「脱出」を防ごうという北朝鮮の政策は、人権に関する情報を独占する方式とまったく同じだ。アムネスティ・インターナショナルは1995年12月刊行した「北朝鮮－閉ざされた扉の裏でくりひろげられている人権蹂躪」で情報独占方式を明らかにしたことがある。

本報告書は、前に言及した報告

書、および1996年2月に刊行された「李ヨンソンの強制送還」に続いて刊行される。

本報告書では、ロシアおよび北朝鮮当局に対するいくつかの勧告が含まれている。アムネスティ・インターナショナルは、ロシア当局に対して難民地位協定

1951年 に規定された義務を忠実に遵守することを要求する。また北朝鮮当局に対しては、北朝鮮難民に対する追撃を即時に止めることと、ただ自国を離れようとしたという理由から国民が投獄される事例がないよう保障することを

要求した。

〔日本語版編集者注〕

1996年6月24日付ロンドン発のこのニュースリリースを、アムネスティー日本支部は抄訳、原文共に、翻訳、出版、紹介などを、日本国内で一切していない。1997年1月22日付の北朝鮮での公開処刑に関する、ニュースリリースに関してもしかりである。多種多様なロンドン本部からのニュースを全部紹介することは不可能であっても、日本のマスコミが紹介しない北朝鮮の近況報告に関して、日本支部で

は是非積極的に取り上げ、広く知らせて欲しいものである。人権とは国境、思想、立場を超えた人類普遍的なものであるから。

資料

中国、北朝鮮脱出者を強制送還

中国政府は近年、大量の北朝鮮脱出者を北朝鮮に強制送還した。

吉林省では1993年11月12日脱出者および脱出者をかまくったり助けた人まで厳罰に処する法律、『吉林省国境管理条例』を施行した。

1996年3月7日付で、各国境部隊に

送られた条例宣伝堤綱全文を、ここに収録する。（本邦初公開）

また中国では国家規模の出入国違反犯罪に関する新刑法が、今年2月14日の全国人民大会を通過し、来る10月1日から施行される。旧刑法では出入国違反の場合、最高5年の懲役刑だったが、新刑法では2年から7年、場合によっては最高無期懲役刑まで処されることになった。（朝鮮日報1997年3月29日記事、「守る会」機関紙カルメギ12号に転載）

不法に国境を越え、密輸など、

犯罪を犯す者を処罰するのは、一見至極当然なことのようにも思われる。しかし不法入国した人に、数年後にはグリーンカード（永住権）を与えてしまう米国の例を挙げざるまでもなく、北朝鮮脱出者は命を賭けた政治亡命者や、国際的に認定された難民である。亡命者や難民が、本国（北朝鮮）へ強制送還されれば、待っているのは死刑、公開処刑、銃殺、よくても強制収容所送りだ。生命に危険の及ぶ、強制送還は、死刑執行に等しい。これは国際法上も、人道上においても到底許されることではな

い。また、中国が加盟している難民条約にも抵触する。ましてや、北朝鮮脱出者を助けただけで、最高無期懲役刑に処するというのは、国際的な人権、人道主義の動きに真っ向から抗うものである。

中国、送還北朝鮮脱出者の数

初確認

1994～95年 140名北朝鮮に引き渡す
1996年 12月 26日

東亜日報

李炳奇・孔鐘植記者

北朝鮮を脱出、中国に隠れていて中国の公安当局に捕われ、ふた

たび北朝鮮に強制送還された脱出者が、去る1994年と95年の二年間に140名に達したことが明らかになった。

また、今年中国公安当局により北朝鮮に強制送還された脱出者は48名で、現在、中国公安当局に逮捕され調査を受けている30余名の脱出者も、すぐ北朝鮮に強制送還されることも判明した。

このような事実は、本社取材陣が中国と北朝鮮の境界地帯である中国の崇善税関国境管理部隊から単独入手した、中国政府の公式文書から確認された。

中国政府はこの間、北朝鮮脱出者に対する一切の情報を韓国側に秘密にしている、このように北朝鮮に強制送還された脱出者の数が公式的に確認されたのは初めてだ。

『吉林省国境管理条例宣传提纲』というタイトルの、この文書は1996年3月7日吉林省政府が各国境管理部隊に送り、国境地域の住民たちにこのような事実を周知させるため発送した書類である。

吉林省政府の名前によるこの文書には『1993年11月12日「吉林省国境管理条例」が通過（成立）し

た後、非合法にわが国（中国）に
国境を越えて来た外国人 北朝鮮
人 140名を捕らえて（北朝鮮側
に）引き渡した』と明らかにして
いる。

また、この文書には1994年9月17
日北朝鮮を脱出、翌月15日韓国に
亡命した北朝鮮会寧（咸鏡北道）
政治犯収容所の警備員下士安明哲
アン・ミョンチョル 氏 27

の名前を具体的に記名し、「安は
三合鎮の不法村民何人かの助けを
受け、第三国（韓国）に亡命する
ことができた」と書いてある。現
地の消息筋は、この時安氏の脱出

を助けた朝鮮族同胞夫婦が逮捕され、刑務所に収監されたと語った。

一方、中国政府のある関係者は本社取材陣に「去る1989年には送還者が最高潮に達し、400余名に至り、1993年にも140名が送還措置された」と明らかにした。

この関係者は「1989年9月、清津から脱出した兄弟5人が、延辺自治州和龍市の親戚の家に隠れ住んで、韓国に亡命するため準備している最中に見つかり、10月27日北朝鮮に強制送還された」と明らかにした。

『吉林省国境管理条例』宣伝提綱
1993年11月12日、吉林省第8期人民
代表会常務委員会第6次会議では
『吉林省国境管理条例』を通過
(成立)させたが、これによりわ
が省の国境管理は何十年間も基
づく法律のなかった歴史に終
止符を打ち、法制の軌道に乗
ることになった。

延辺朝鮮族自治州は、吉林省東
北部の中国、ロシア、朝鮮三
つの国の国境交差地域に位置
して、隣の国との長くて遠い
国境線を持っており、その総
延長は755.2kmに適する。即ち東側には

豆満江河口のロシア臨海州ハツサン区と接していて、国境線の長さは232.71kmで、南側には朝鮮民主主義人民共和国咸鏡北道、両江道と接しており、国境線の長さは522.5kmに達する。州には五つの国境を持つ県、市があり、16の民族合計292,000の人口が住んでいる。

したがって「条例」の頒布と実施は、疑うことなく重大な作用と深遠な意義を持っている。過去わが省では統一的な国境管理条例と法規を制定せず、かろうじて各地方の規定などに根拠して国境地区

を管理して治めていたので、国境地方の機関事業の進展がまどろっこしく、国境違法犯罪が不断に発生し、涉外事件（国外の人と内通する犯罪）などが随時に発生し、人々を驚かせた。

1990年6月1日、延辺大学学生崔××ら二人は、密輸を目的に密輸品を携帯し、わが省龍井市三合鎮で朝鮮国境を越えて朝鮮警備隊に見つかり、崔××はわが方に逃亡してきたが、朝鮮警備隊の銃で右腕関節を大怪我し、終身障害者となった。

1990年8月22日、琿春市春化鎮ト

ングワンチョン第4村民小組の李
××は朝鮮人参を採りに行った
が、旧ソ連の国境内へ非合法に入
りソ連国境軍に銃で撃たれ、幼子
と妻をこの世に残し死亡した。
1991年9月30日、吉林省フアジヨン
市（和龍市か？）の住民、徐氏3
兄弟ら6人はカエル捕りを目的に
琿春市春滴達西北部国境からソ連
国境内に非合法で入ったが、ソ連
国境軍に見つかり、一人が銃で撃
たれ死に、一人が銃で撃たれ怪我
をし、二人が軍用犬に噛まれ、傷
を負った。1994年6月17日、朝鮮側
警備隊員は強盗を目的に銃を持っ

てわが国籠井市開山屯鎮フドン村へ非合法に入りこみ、開山屯鎮に来て物売りをしている江蘇省カンオ県の農民柳熙蘭など三人を即時に殺し、李カガンら二人に傷を負わせ、外国人が銃を持ってわが国の国境の中で強盗をする特大殺人事件を引き起こした。

1994年9月17日、非合法で越境した朝鮮軍警人員安明哲は、わが国三合鎮対岸から銃を持って非合法超境した後、三合鎮の不法村民何人かの助けを受けることにより、わが国国境機関の逮捕網から抜け出し、第三国（韓国）に逃亡して

しまったが、これはわが方の国境機関の事業としては後手に回ってしまった。

血に塗られた無数の事実が証明するように、国境法規を遵守しながら真面目に働き豊かになることだけが、国境区域の広範な人民大衆が一日も早く貧困から抜け出る唯一の正しい道であろう。

不完全な統計によれば1980年から1991年までの長くない期間だけでも、13件以上も重大な国境涉外事件が発生し、わが国国境地区住民10余人が死傷した。「条例」が頒布され、二年間わが国の辺方機

関（ 辺境、 過疎地域の国境周辺を
取り締まる公安機関、 以下「国境
警察」と訳す）では「条例」に基
づき、 多くの国境渉外事務を妥当
に処理したが、「基づく法がなく
てはならないし、 きちんと法に基
づき、 法を厳しく執行し、 法を犯
せば必ず追求しなければならな
い。」という原則を断固と貫徹す
ることにより、 国境違法犯罪分子
6700人を打撃、 処理した。

また国境政策違反人 130 名を制
止して調査、 処理したが、 非合法
にわが国国境を超えて来た外国人
140 人を捕まえて 北朝鮮に 引

き渡したし、国境密輸自動車事件30余件を調査処理し、密輸自動車60台余りを没収して、国境地帯での違法犯罪の勢いを抑えこんだ。広範な河辺地区の群衆と社会各界各層の人士たちは、「条例」の頒布実施を積極的に擁護し、国境警察の事業を大々的に支持し、その事業に参加した。

そのおかげで二年来、緊急連絡、共同守備、河辺保護など群衆組織を1100個余り作り、その成員は3000余名に達し、国境警察のために色々な事業の端緒を100余種も提供したり報告して、直接参与

し非合法越境人員を40余人捕まえた。このように法に従って河辺を治める河辺人民大衆の積極性は、いま前例がなく盛りあがっている。

しかし近年、「山間地帯の優勢と国境地区の優勢に基づき私欲を肥やす」という思想と、金銭万能主義思想の影響により、われわれ側の少数の国境住民、人達は私利私欲に眼がくらみ違法犯罪活動に従事し、国家の主権と利益を嚴重に害したし、国境密輸、麻薬販売、非合法越境作業、国境条例違反作業、多極的犯罪がしょっちゅ

う発生し、ついには涉外事件まで起こし、国家利益と隣国との親善関係に損害を与えた。

一つの国の発達と発展は、平和な周辺環境を要求する。一つの地域の発展も、やはりそうだ。立派で安全な河辺治安環境こそ、わが延辺地区の経済建設の迅速な発展を推進し、広範な河辺人民群衆が一日も早く何とか食べられる水準に達するのが先決条件だが、これは数十年間の歴史と実践により証明されたものだ。

だからわれわれは、社会の各界各層と広範な群衆が、法に従って

河辺を治め、法に従って河辺を護る、参与意識と自覚性を絶え間なく増強し、わが州全住民がみな参与する「大辺境」気風の迅速な形成を推進し、「条例」を違反する一切の違法犯罪行為と断固闘うことを訴えるものである。

同時に、国境警察は一切の国境違反犯罪分子たちに厳粛に警告するものである。冒険的に行動したり、生命の危険をかえりみずに法を犯してはならない。もし、そうでない場合、法律の厳しい懲罰と制裁を受けるだろう。

1996年3月7日

資 料

延辺でさまよう北朝鮮脱出者たちの抗弁「残酷な拷問の末銃殺になっても、空腹をどうすることも出来ない」

孔 鐘 植 （東亜日報社会部記者）

命を賭けて国境を越える北朝鮮脱出者が日増しに増えている。

極度の食料難から空腹に耐えきれない経済難民達。

捕まれば手のひらを針金で通され、脚を折られるなど残酷な拷問を受け、連れ去られ公開処刑され

るのも知っているが、コメ一握りを求め命を賭け渡江する人達が、年二千名に達する。中国現地に入って見た脱出者達の惨状とその実態。 * 日刊『同和』 リウル
1997年2月号 p . p . 148 ~ 155

「韓国の人達には想像もできません。北朝鮮の人達は飢えのせいで頬骨が飛び出たり、顔の形がもう完全に変わり、朝鮮人には見えない位です。まるで飢餓のアフリカの人ようです。

最近北朝鮮に行ってきた延辺自治州延吉市のある朝鮮族同胞は、

昨年末北朝鮮脱出者の取材のために中国を訪れた記者に逢うやいなや、北朝鮮食料難の問題から打ち明けた。

北朝鮮に母方の伯父が住んでいるという彼は、この話をしながら「伯父さんが可哀相だ」と何度も涙を拭った。

延辺自治州の中心都市であるイェンチー延吉市は、北朝鮮国境と接し中国内のどの都市よりも北朝鮮関連情報が多い所。延吉市で逢った朝鮮族同胞達は一樣に、「北朝鮮の食料難が深刻だ」という言葉を、約束でもしたかのように連

発した。

このように食料難が深刻なら、飢えをこらえきれず国境を越える北朝鮮住民が増えるのは当然なこと。食べ物を求め命を賭けて国境を越える、『経済難民』の数字は正確には把握されてはいないが、相当な数字に違いないと思える。最近北朝鮮脱出者が急増している事実は、中国政府の動きが尋常でないことから確認できる。

北朝鮮脱出者の急増と共に中国政府は、昨年12月から中国と北朝鮮の国境付近に住む中国人と朝鮮族に、『北朝鮮脱出者対応行動指

針』まで準備し配付し始めた。

行動指針の内容は、北朝鮮脱出者が村に入って来たら、不必要な衝突を避けるため、おとなしく食べ物を出してあげ、中国人の場合には『朝鮮も暮らしが良くなる日が必ず来るから、朝鮮に帰らなければいけない』と朝鮮語で覚えておいて、北朝鮮脱出者が来たら話すようになっている。北朝鮮脱出者問題で、中国当局がどれだけ苦心しているかを見せている。

実際国境地域に暮らす村々では最近、北朝鮮の人達が列をなして豆満江や鴨緑江をそっと渡り、食

べ物を盗むなどもめごとが起き頭を痛めていた。あげくには家電製品まで盗むケースがあるという。

毎夜群なして食べ物乞い

北朝鮮脱出者が国境を越え、中国の地に来始めたのは3年前からだが、特に昨年から大きく増え、ついに中国政府まで対策を準備する有様になった。延吉で逢った中国公安当局のある関係者は『正確な数字の把握は難しいが、年間1千人～2千人の線に至るだろう』と語った。

しかし彼ら 彼女ら のほとん

どは政治的亡命ではない。小麦粉一袋、飯一握りでも手に入れようと、言葉そのまま生存権の次元から『経済難民』と見なければならぬのが、現地朝鮮族同胞の共通した言い分。

パンチョン、キョンシン（以上漢字不明）、崇善、南坪、三合、長白、丹東など国境地域の村ではほとんど毎日、北朝鮮脱出者達が単身または何人かが群をなして川を越え食べ物をもらいに来る。川が凍り始める11月からは、その数字が急に増える。

「昨晚北朝鮮の人が来て、トウ

モロコシー束を持って行った」

「飯をあげたら、五杯も食べてから腹が減ったと言う」「北朝鮮のタバコを一箱持って来て、コメと換えようと言うので、コメを一升あげた」「延吉に行く道を尋ねられたので、教えてやり中国の服に着替えさせてあげた」国境地域の住民達が一夜明かすと、互いにやり取りする言葉だ。

実際冬期間カチカチに凍る豆満江に行ってみれば、川幅はたったの30mで数歩で渡れる。また国境の概念が、南と北を分ける休戦ラインとは違い緊張感もないので、

その気になって計画を立てればいつでも北朝鮮脱出が可能だろうという思いがした。

延吉、龍井、和龍など、都市に親戚がある北朝鮮脱出者達は、川を越え10～20時間も歩いて親戚の家にとどり着く。

延吉市朝鮮族社会で有力人士で通じる金某氏（51）の家を、昨年12月21日明け方6時に平壤に住む甥 18 が訪ねて来た。家に着くやいなや甥は、出してあげた飯を一釜全部たいらげて眠ってしまった。金氏は甥が眠っている間に、甥が持って来た密封された手紙を

開けてみた。兄が書いたこの手紙は「息子にはちょっと行って来いと言っただけだが、こちらの食料難が深刻で子供を送ったので、当分の間延吉で預かってくれ」という内容だった。「チョークを持つ力がないほど、食料難が深刻だ。腹が減り学校に来ない生徒が多く、授業もきちんと進行しない」という内容も入っていた。常日頃徹底した社会主義者として大学の講壇で働く兄、弟に不満一つ言っただけでなく、自尊心の強い兄が直筆で書いた手紙なので、北朝鮮の現地事情を察して余りあった。

次の朝、甥に手紙の内容を説明しこちらに残れと言ったが、甥は「自分一人だけ良い暮らしをしようと、こちらに残ることは出来ない」と頑に言い張った。仕方なく人民幣1万元（韓国のお金で100万ウォン、日本円で13万円くらい）を融通して、「1月中旬におコメを持って訪ねるので、その時までには何とか堪えてくれ」という手紙を託し、また北朝鮮に送り返した。

北朝鮮に親戚が多く住んでいる延辺の人達にとって、金氏の経験は珍しいことではない。周囲の目

が怖く表立っては言わないが、親しい人達だけで集まれば昨晚帰った北朝鮮の親戚の話をし、親戚を心配するのが最近の延辺風俗図である。

昨年10月会寧から密入国した北朝鮮女性張某氏 43 は、延吉の弟の家に滞在し、弟の助けで人民幣1千元（韓国のお金で10万ウォン、日本円で1万4千円くらい）をかけ、整形手術までした。北朝鮮側社会安全員（警察）に捕まらないためだった。張氏は延吉市の市場で魚売りをして、昨年8月朝鮮族同胞で離婚した男性李某氏

(48) と出会い、結婚した。夫の李氏は賄賂を使い中華人民共和国人民証まで造ったが、それでも安心できず張氏は夫と共に昨年9月ロシアに移民してしまった。

北朝鮮脱出者達の中で、男は北朝鮮国籍を保持したまま中国に暮らしている朝僑のうじゃうじゃする吉林省を避け、ほとんどは黒龍江省や遼寧省に入り、農村で物売りをし、女は食堂の従業員や保母の仕事をし、身を隠している。

北朝鮮の若い娘達が国境を越え、朝鮮族の農村の独身男性と結婚して暮らしているケースも多

い。急激な経済開発をしている中国もまた、農村の多くの娘が都市に出て行き独身男性の花嫁探しが大変である。このため脱出した北朝鮮女性は歓迎されるということである。

捕まった北朝鮮脱出者、手のひらを針金で穴を開けられ

現在中国でさまよっている北朝鮮脱出者の内、初めから韓国を目的地と決めて脱出した人は全体の5%ほど、彼ら（彼女ら）の中には韓国について既に良く知っているとか、金慶鎬氏一家のように米

国、日本、中国などに親戚のいる人達が多い。

命を賭けて脱出には成功したが、韓国亡命が叶わず中国から出られず、深鋤、大連、香港など、港の近くで密航を夢見る脱出者は少なくない。

北朝鮮を無事に脱出したからと安心できるわけではない。中国と北朝鮮の間には協定が結ばれていて、北朝鮮側の要求がある場合、中国当局は脱出者を捕まえて北朝鮮に引き渡さねばならない。

昨年春、和籠市で公安当局に捕まり、北朝鮮に送還された一家三

人の話は、朝鮮族同胞の中にもうわさがパッと広がった。昨年9月妻と息子（8歳）を連れて北朝鮮を脱出した朴氏（38）一家は、籠井市の兄を訪ねた。兄はすぐに隣の朝鮮族の村の、農家の空き家に弟家族の住居を用意し、村人達も朴氏一家を助けた。

しかし朴氏一家の消息が隣り村の朝僑の耳に入り、結局中国公安と北朝鮮側警察により連れて行かれた。村人達が国境までついて来て、頼み込んだが通じなかった。人々は北朝鮮側が脱出者達を連れて行く時、針金で縛るのを「子供

にだけはしないでくれ」と頼み込んだが、北朝鮮側警察は聞いてくれなかった。この光景を全部見守っていた朴氏の兄は、一ヵ月後鬱病で死亡した。

このように脱出して捕まった脱出者の末路は悲惨である。親族訪問で昨年初会寧に行った朝鮮族金某氏（52）は、会寧から脱出し中国汪清で捕まって送還された50代夫婦の、公開処刑の場面を目撃した。男は牛のように鼻の内側を針金で刺して通され、女は手のひらに穴を開けられて針金で縛られ血がぽたぽた流れていた。

北朝鮮当局は彼らを、多くの人達の前で「反逆罪を犯した罪人」と宣言した後、銃殺した。

「脱出して捕まれば鼻に穴を開けられ縛られる」と聞いても信じていなかったが、現場を目撃した金氏はその後衝撃から立ち直れず、延吉病院で一ヵ月間入院治療を受けた。しかし金氏は未だ、夜になるとびっくりして跳び起きるなど、衝撃から立ち直れないでいる。

捕まれば公開処刑され

北朝鮮脱出者が増加するにつ

れ、「捕まる脱出者」もまた増えている。東亜日報が最近入手した中国の公式文書によると、去る94年と95年の二年間に中国の地で捕まり北朝鮮に送還された脱出者は全部で140名。

彼らは捕まると約半月間収容所に収容され、中国公安当局の調査を受けることになる。この調査過程で脱出者という事実が確認され、中国内滞留期間の間に特別な犯罪行為をしなかった場合、北朝鮮側の遠捕組や警察に引き渡される。

この時北朝鮮側は、針金で人の

体に穴をあけたり、脚を折るなど、あらゆる残虐行為が行われる。しかし昨年から朝鮮族同胞と中国公安側が、北朝鮮側の公然とした残虐行為に対し続けざまに抗議してから、北朝鮮逮捕組は少なくとも北朝鮮国境を越える前までは、このような残虐行為を「自制」していると伝えられる。

また最近脱出者達が急増し、過去のように一律に銃殺するのが難しくなると、「単純脱出」に対しては処罰の程度を緩和していると聞く。しかし単純脱出者も、中国で韓国人と逢った場合には事情が

違う。一ヵ月間延吉に留まって食料を求め、昨年12月初めまた北朝鮮に帰り国境で摘発されたある20代の女性は、尋問過程で「延吉で韓国人に逢い夕食を食べた」という事実を打ち明けた。最近茂山市に行ってきた朝鮮族同胞徐某氏

53 は、「茂山市内ではこの女性が公開処刑される」という噂が広まっていると話した。

脱出者達をもっとも怯やかす存在は、何よりも中国全域にクモの糸のように敷かれている5千5百余人の朝僑 中国朝鮮族の立場から、北朝鮮同胞を呼ぶ略称 組

織、北朝鮮領事館のある中国瀋陽
総本部を中心に「細胞網」のよう
に張りめぐらされた彼らは、中国
に住んでいても北朝鮮国籍を持っ
ている人達で、言わば『中国版朝
鮮総聯』である。

彼らはまた中国語も上手く、表
から見ても一般の朝鮮族同胞と全
然区別できないので、見えない所
で北朝鮮情報員の役割をしっかり
果たしている。

臨時戸口証5万ウォンで偽造

延辺自治州和龍市で捕まり、昨
年10月27日北朝鮮に強制送還され

た五人兄弟も、まさに朝僑の情報網に引っかかり発覚したケース。昨年9月清津を脱出、親戚の家に一ヵ月間隠れ住み韓国に亡命を準備していた彼ら五人兄弟は、親戚の家の奥さんが彼らのことを一言話したのが偶然に和龍市内に住んでいる朝僑の耳に入ったせいで捕まった。

北朝鮮側の要請により中国公安は彼らを逮捕、北朝鮮側に身柄を引き渡さなければならなかった。北朝鮮側は彼らが連行され中国側税関を通過するやいなや、棒で袋叩きにし脚を折ってしまい、トラ

ックに乗せて連れて行った。

一部中国に同化した朝僑を除き、朝僑がこのように北朝鮮政権に忠誠な理由は、基本的に北朝鮮出身で親北傾向の上、北朝鮮と貿易をしているなど、北朝鮮から有形無形の恵みを受けているため。朝僑とは違い、ほとんどの朝鮮族は脱出者を、可能なら保護しようと尽くしてくれる。特に脱出者を最初の場所で助ける国境地域の朝鮮族は、経済的に困難でも脱出者が渡って来れば、飯を食べさせ、食べ物まで包むなど、支援を惜しまずにいる。

国境地域琿春市キョンシンで逢ったある朝鮮族は、「豆満江が凍りついてからは、いつも夜に飯を炊く準備をしておく」と言い、「何日か前も、脱出してきた40代の男が夜中に戸を叩くので、飯を一釜食べさせてから、コメを少し持たせてやった」と話した。

脱出に成功するには中国の事情を良く知っている人の助けが必要なので、延辺に住む親戚の助けが絶対的だ。

延辺側にいる親戚達は、北朝鮮から脱出者が渡って来れば、農家の空き家を求めて職場を積極的に

斡旋してくれる。また経済的に豊かな親戚は、お金を与え臨時戸口証（身分証）を準備してくれたりする。現在中国で臨時戸口証を偽造するのにかかる金は、人民元で5百元（韓国の5方ウォン、日本円で7千円程度）、正式戸口証も5千元（韓国の50万ウォン、日本円で7万円程度）位で求められる。

義理の兄弟が中国公安に申告して捕まり

最近では延辺朝鮮族だけでなくアメリカや日本などに居住している同胞が、北朝鮮に住んでいる親

戚を引き抜いたりする。

この過程で延辺朝鮮族を動員するのだが、所在地確認から脱出まで人民幣で1万5千元（韓国の150万ウォン、日本円で20万円程度）位かかる。成功した場合、大体謝礼を別に払う。

このように万端な準備をせずに、無計画に国境を越える無縁故脱出者は逮捕されやすい。昨年10月脱出した平壤出身のある青年は、縁故がなくて延吉市内を一カ月間さまよい、空腹に勝てず北朝鮮が直営する食堂「金剛苑」を訪ね、食事をめぐんで貰おうとして

捕まり、強制送還された。

親戚だからといって、常に助けてくれる訳ではない。昨年10月北朝鮮を脱出した20代の青年が中国長春に住んでいる義理の兄弟を訪ねたが、怯えた兄弟が中国公安に申告した。申告を受けた公安はこの青年が余りに可哀相で、北朝鮮側に内緒で北朝鮮に送り返し、

「この次は義兄弟の家に行くな」と繰り返し頼んだのに、その青年は義兄弟の家にもまた立ち寄った。結局中国公安はこの青年を逮捕、北朝鮮側に引き渡したが、北朝鮮の逮捕組はその場で針金で縛って

連れて行った。

この他に脱出者達は、韓国の企業家や現地に來ている宗教人に裏から連絡、身辺保護を要請したりする。

p 4 7 おかしい

p 4 8 活動記録（1997年3月現在）
北朝鮮帰国者の生命と人権を守る
会の活動

「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」（以下「守る会」と略す）、が去る二ヵ月間で行った活動の中で特記すべきものは、来日

した北朝鮮代表団を標的とした抗議行動である。

2月7日から3日間東京新宿の京王プラザホテルで「21世紀と人間の地位」というテーマの国際セミナーが開催されたが、国際セミナー日本実行委員会とチュチェ思想国際研究所が共同主催した。

セミナーの出席のために朝鮮社会科学者協会中央委員会委員長、黄長燁（朝鮮労働党書記）他27名が来日した。その中には韓徳銖総聯議長の娘韓音典も混じっていた。彼女の日本訪問は、帰国者・日本人妻が一度も日本訪問できな

いのとは対照的で13回目とも15回目とも言われる。

国際セミナーが開かれる前、2月2日京都国際ホテルで京都日朝学術文化交流協会主催の黄長燁一行歓迎パーティーが開かれたが、黒坂「守る会」関西事務局長がRENK（救え！北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク）会員たちと共に降りしきる雨の中、会場の外で抗議行動を行った。

国際セミナーの開かれる2月7日は黄長燁宛の公開質問状を会場で直接手渡そうとしたが、ホテル側の過剰ともいえる強硬な警備に阻

まれた。「守る会」はこの公開質問状で、つぎの二つを彼に尋ねた。第一に、北朝鮮当局は一方は人間の価値を強調しながら、他の一方では国民の基本的自由を大きく制約し、10万から15万の人を強制収容所に収監しているかと思えば、帰国者・日本人妻の日本訪問を37年間も許容しないでいるが、貴下はこのような言行不一致をどう説明するのか。

第二に、関係者の血のにじむ努力で日本から失踪した日本人10余名が北朝鮮にいることが明らかになったが、貴下はこの事実をどう

説明するのか。ホテル側の制止で公開質問状は手渡せなかったものの、ホテルの前での抗議集会の光景はテレビで全国放送された。

国際セミナーの最後の日2月9日、「守る会」とRENKの会員はホテル前と新宿駅南口で共同行動を行い黄長燁一行の日本訪問を糾弾する集会を開き通行人にビラ撒きを行った。この様子はAFP通信により撮影され、各国の通信・新聞に提供された。

北朝鮮工作員により拉致されたとと思われる日本人拉致事件が、日本の国会で初めて取り上げられ

た。2月3日ある国会議員が対政府
質問で、20年前新潟市の海岸で失
踪した横田めぐみさん 当時13
歳 の失踪経緯と生存の余否に対
して尋ねた。これに関連して公安
当局は、北朝鮮工作員の仕業と推
定される拉致事件は全部で6件9
人、未遂が1件2人と発表した（横
田めぐみ事件はこの統計数字に含
まれていない）。

「守る会」は当初から北朝鮮工
作員の仕業にみえる失踪日本人問
題に深い関心を表明してきたし、
失踪者の家族と共に国会・外務
省・日赤などを訪問、失踪者の救

出を訴えた。国会でこの問題が取り上げられるや「守る会」は声明を発表し、彼ら（彼女ら）失踪者が北朝鮮に拉致されたのなら早急に送り返すことと謝罪することを北朝鮮当局に強力に要求した。それと同時に「守る会」は、総聯系中学高校生は北朝鮮工作員による日本人拉致事件とは何の関係もないので、彼女たちの民俗衣装（チマ・チョゴリ）がカミソリで切り裂かれなどの不当な報復をされてはならないという立場を明らかにした。

3月16日に開催された1997年度総

会では会則が改定され、北朝鮮帰国者の生命と人権を守り犠牲者及び被拘束者の名誉を回復させること以外に、北朝鮮の人権問題一般にも重大な関心を注ぐことも「守る会」の事業に含まれた。活動分野のこのような拡大に伴い、共同代表制が新しく導入された。

北韓同胞の生命と人権を守る市民連合の活動

「北韓同胞の生命と人権を守る市民連合」（以下「市民連合」と略称）が行ったこの二ヵ月間の活動の中で特記すべきなのは、北朝

鮮に食料援助を提供した国連機関と各国 NGO（非政府団体）に、北朝鮮各地に散在する強制収容所の存在と、その犯罪性に対しても注目することを丁重に要請したことだ。この措置は、明石康国連事務次長が第三次対北朝鮮食料支援を国際社会に訴えたことにより採られた。明石事務次長のアピールが発表されると、「市民連合」は同次長に次のような要望書を発送した。

1996年7月17日付書信で既に明らかにされたように、我々は貴下が北

朝鮮水害被災民の苦痛に関心を持ってくれるのに対し、ありがたく思っています。

同時に我々は、北朝鮮の各地に散在する強制収容所の犯罪性に対しても注目することを、貴下に丁重に要請します。ヒトラー及びスターリン統治下の強制収容所がどれほど恐ろしいかは既に知られた事実ですが、現在北朝鮮に存在する強制収容所は恐怖と残酷性において、それらを凌駕するといわれています。

世の中に知られず、また世の人に関心を持たないと思い、北朝鮮

当局が大々的にそして組織的に、
こんな反人道的な犯罪を犯している、
というのが我々の判断です。
したがって世界がその事実を知り、
またそれを憂慮するという事実が
北朝鮮当局に知られば、状況は
改善されると思われれます。現在
貴下は状況を変えることの出来る
位置にいます。

状況がこうなので、我々は北朝鮮
水害被災民を救護せよという貴下
の業務に支障を与えず、人道的な
関心も表明していただくことを、
貴下に強く促します。北朝鮮に
強制収容所があるのかないの

か、北朝鮮当局に聞いてくれるだけで良いのです。このような質問は貴下の地位及び職責に沿う人道的な国際的義務、そして人間としての責任に由来したものです。こんな質問だけでも、生死の岐路に立っている多くの人の運命を変えることができます。我々は人道の名で反人道的犯罪を終息させることに、おのれの分を尽くしていただくことを、貴下に強く促します。もしもまだ、ナチスドイツとスターリシのソ連が存在し、また数多くの無実の男女と幼子が強制収容所で死んでいるのに、水害被災民

を助けてくれと、貴下に要請したらどうするのでしょうか。貴下が北朝鮮に人道的支援を送ろうと訴えているのを見ながら、我々はまったく同じことがくりひろげられていると思わずにいられません。あらゆる場所で、そして永遠に、反人道的犯罪を終息させようという貴下の決意と行動は、永く記憶されるでしょう。

明石次長以外にもホセ・アヤラ・ラソ国連高等弁務官をはじめとする国連機関・NGO37カ所に、これと似た要望書が発送された。

北朝鮮の強制収容所にいる人た

ちに負けず劣らず「市民連合」が憂慮しているのは、ロシア・中国の各地に隠れている北朝鮮脱出者の運命である。北朝鮮脱出者は現地官憲の取り締まりと北朝鮮保安要員の追跡により、非常に不安な生活を送っている。最近では彼らを殺人犯・麻薬犯にでっち上げた北朝鮮保安要員のニセ情報のために、脱出者がロシア・中国の同胞の保護を受けるのがだんだん難しくなっている。これらの話は、ロシアで宣教活動をしているある韓国人牧師と、中国から帰ったばかりの、ある韓国人社会事業家によ

り伝えられた。この二人は「市民連合」の3月月例会で、在ロシア・在中国の北朝鮮脱出者の悲惨な有り様を証言した。ロシア・中国の官憲、または北朝鮮保安要員に捕まった脱出者は北朝鮮に強制送還され、強制送還されれば例外なく重い刑に処される。

この二人の証言は週刊誌 時事ジャーナル（1997年3月20日付）に、「中・ロ平原に北朝鮮脱出者狩り猛威」という題名で大きく報道された。この記事が発表されてから北朝鮮脱出者の気の毒な境遇に対する関心が、世の中で少しづ

つ高まっている。